

理容師法・美容師法の取り扱いが変わりました！

～ 理容所・美容所の重複開設が可能になります ～

理容師法施行規則 及び 美容師法施行規則が下記のとおり改正され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されます。

これに関連して理容師法・美容師法の取り扱いが変わり、従来は1つの施設で理容所と美容所を兼ねること（以下、「重複開設」という。）は認められていませんでしたが、平成 28 年 4 月 1 日からは特定の条件を満たす施設に限り、重複開設が認められることとなり、同一施設内で美容行為・理容行為の両方ができるようになります。

< 重複開設が認められる条件とは >

理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たしており、
かつ、
理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる
事業所であること。

～ 理容師法・美容師法 施行規則改正の内容 ～

- ・理容師法施行規則 第十九条第一項に次の二号を加える。
 - 八． 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称
 - 九． 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 11 条第一項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定日
- ・美容師法施行規則 第十九条第一項に次の二号を加える。
 - 八． 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称
 - 九． 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第 11 条第一項の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定日

開設時届出事項の追加

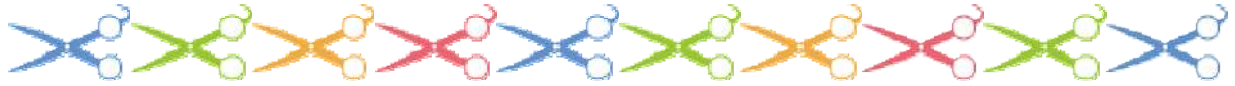
なお、重複開設を行おうとする開設者の方は理容所・美容所各々の開設届を保健所へ提出し、両方の検査確認を受ける必要があります。

（開設時に上記の条件を満たしていることを確認します。また、重複開設施設には年 1 回以上保健所職員が立ち入り検査に入り、従事者の資格の有無や衛生上の措置の内容を確認します。）

重複開設について、ご不明な点等ありましたら保健所までお問い合わせください。

尼崎市保健所 生活衛生課 電話 06 - 4869 - 3017





(補足 1) 重複開設施設における管理理・美容師の取り扱いについて

管理理容師及び管理美容師の設置は、当該理容所及び美容所を衛生的に管理させることを目的としたものであり、有資格者が 2 名以上従事される場合、必ず必要となります。

昭和 43 年 9 月 18 日環衛第 8140 号通知「理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について」によると、1 人の有資格者が同時に 2 以上の理容所又は美容所の管理理容師又は管理美容師になることはできないとされていましたが、今回の重複開設施設では、衛生上の確保がなされることを前提とした上で、1 人が理容所・美容所双方の管理者を兼ねることを認めることとします。

なお、1 人が理容所・美容所双方の管理者を兼ねるのであれば、その管理者は管理理容師及び管理美容師双方の資格を有していることが必要となります。

(補足 2) 重複開設施設で違反があり、閉鎖を命じられた場合の留意事項について

重複開設施設は一つの施設で理容所と美容所を兼ねているため、理容師法・美容師法いずれか一方の法律に基づく閉鎖命令であっても、理容所・美容所両方の営業ができないこととなります。

仮に、重複開設をした店舗で理容師法の違反があり理容所の閉鎖を命じられた場合、理容所へ閉鎖を命じられた期間中は必然的に美容所も営業できないこととなります。

注 意

重複開設施設においては、理容師或いは美容師いずれか一方のみの資格を持つ者は無資格者と同じ扱いとなります。

理容師或いは美容師いずれか一方のみの資格を持つ者を雇い入れ、理容行為・美容行為をさせるのであれば重複開設はできません。

より一層、従事者の管理や施設の衛生管理にご注意ください。

